



平成27年11月25日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市下水道事業運営審議会

会長 古屋 秀 樹



下水道事業の運営について(答申)

平成27年6月25日付で諮問のありました標記の件について、  
本審議会は慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり意見がまとまり  
ましたので答申します。

写

答 申 書

越谷市下水道事業運営審議会

## はじめに

下水道は、市民の安全で快適な生活や社会経済活動を支え、生活環境の改善や浸水の解消、さらには河川等の公共水域の水質の保全などにおいて、欠かすことのできない重要な都市施設です。また、越谷市の将来像である「水と緑と太陽に恵まれた人と地域が支える安全・安心・快適都市」の実現に向け、大きな役割を担っています。

越谷市の下水道事業は、昭和58年4月の供用開始以来、積極的に事業が進められてきましたが、平成12年度には、既成市街地の整備を概ね完了し、平成26年度末現在の下水道普及率は82.8パーセントに達しています。その一方で、公共下水道施設の建設には、多額な費用を要し、国庫補助金以外の財源の大半を地方債で賄っており、現在、その償還にかかる費用が事業の運営に大きな影響を及ぼしているところです。

下水道使用料については、平成18年7月に続き、平成23年7月に使用料の改定を実施し、経営状況の改善を図っていますが、依然として汚水処理原価が使用料単価を上回る状況にあり、一般会計からの繰入金に依存する状況にあります。公共下水道事業を含む公営企業は、その収入によって経費を賄い、事業実施をする独立採算が原則であることから、経営健全化の観点から、改善していく必要があります。

また、下水道事業を取り巻く環境は、国より公共下水道を含む汚水処理システムの早期概成や公営企業法適用の推進にかかる通達があるなど、近年、大きく変化しています。

当審議会は、このような越谷市の公共下水道事業の現状を踏まえ、諮問事項について、下水道事業の財政状況やそれを取り巻く諸問題を広く検討し、慎重に審議を重ねた結果、次のように答申いたします。

## 1. 下水道使用料の料金体系について

公営企業の運営については、地方財政法第6条において「公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」とされており、独立採算制が原則である。また、公共下水道事業においては、雨水公費、汚水私費の原則により、汚水にかかる経費は使用料によって賄わなくてはならない。

しかしながら、越谷市の下水道事業の財政状況については、汚水処理費に対する下水道使用料収入の割合が低く、その不足分に一般会計からの繰入金で充てられており、独立採算制の原則が成り立っていない状況にある。

そこで、越谷市の下水道事業のおかれている状況、今後の事業計画や平成28年度から32年度の財政収支の予測を踏まえ、適切な料金体系について審議した。

その結果、前回の料金改定時において、経費回収率を段階的に引き上げることが望ましいとされていること、また、現在の繰入金に依存している経営状況を改善する必要性からも、料金の改定はやむを得ないという結論に至った。

改定にあたっては、使用料により汚水にかかる経費全てを賄うことが基本であるが、使用者の負担の急増に配慮し、経費回収率を段階的に引き上げることとし、今回の改定では、経費回収率は次回100%を目指す中、90%程度を目標とした。

また、排水量が増加するほど下水道施設の維持管理における影響が大きくなることや、他団体との使用料金の格差を解消するため、排水量の増加に応じ、段階的に使用料金単価が高くなる累進制を採用した。

なお、改定案については、別表1のとおりとする。また、公衆浴場用料金は、据え置くこととした。

〔別表 1〕

使 用 料 (1月につき、税抜)							
		現行料金		改定料金			
用 途	汚水量	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)		
一般用	10 m <sup>3</sup> まで	1,000 円	—	1,050 円	—		
	10 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで		100 円		110 円		
	50 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで				115 円		
	200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで				118 円		
	500 m <sup>3</sup> を 超える分				121 円		
	公衆浴場用				1 m <sup>3</sup> につき	49 円	49 円

【改定の概要】

① 料金体系

料金体系は、「基本料金」及び「超過料金」の単価設定によるものとする。用途は、「一般用」と「公衆浴場用」とし、「一般用」については、累進制の料金体系を導入する。また「公衆浴場用」は現行体系の従量制を維持する。

② 一般用料金

単価については、現行基本料金 10 m<sup>3</sup>まで「1,000 円」を「1,050 円」とし、現行超過料金 1 m<sup>3</sup>あたり「100 円」を、10 m<sup>3</sup>を超え 50 m<sup>3</sup>までを「110 円」、50 m<sup>3</sup>を超え 200 m<sup>3</sup>までを「115 円」、200 m<sup>3</sup>を超え 500 m<sup>3</sup>までを「118 円」、500 m<sup>3</sup>を超える分を「121 円」に改定する。

③ 公衆浴場用料金

単価については、現行の単価を維持する。

## 2. 下水道整備計画の見直しについて

越谷市の公共下水道の整備区域については、市街化区域を中心とした2,829haについて事業認可を受けており、土地区画整理地内を残し、概ね整備が完了している。一方で、公共下水道の全体計画では、長期的な整備区域として、現在の事業認可区域を含む4,441haを想定している。

しかしながら、今般、施設の老朽化や人口の推移など、越谷市の公共下水道を取り巻く環境は大きく変化しており、計画について見直しを行う必要があると考えられる。

そこで、越谷市の公共下水道未整備区域について、将来的な人口の推移、整備を行った場合の住民への負担、経営への影響、環境への負荷などを勘案し、検討を行った。

その結果、公共下水道による整備は、現在の下水道事業認可区域までにすべきであるという結論に至った。

### 3. 地方公営企業法の適用について

公共下水道事業を含む地方公営企業を取り巻く環境は、施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、厳しさを増しており、こうした中で必要な住民サービスを提供していくためには中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められている。

これらについて、よりの的確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要と考えられる。

そこで、越谷市の公共下水道事業への地方公営企業法の適用について、適用による経営上の効果、適用後の組織体制、移行に伴う費用などを勘案し、検討を行った。

その結果、財務規定までを適用する、いわゆる一部適用とすべきであるという結論に至った。



## 4. 付帯意見

### (1) 下水道使用料の料金体系について

次回の料金改定時においては、基本水量の設定方法を見直すなど、基本料金のあり方について検討されたい。

また、今回、導入した累進制の料金体系については、検証を行い、必要に応じ、使用料単価における汚水量の区分の設定などについて、見直しを行っていくことが必要と考える。

### (2) 下水道整備計画の見直しについて

将来的に市の土地利用計画に変更が生じた場合には、必要に応じ、下水道の整備計画の見直しを行うなど、柔軟な対応をすることが必要と考える。

### (3) 地方公営企業法の適用について

地方公営企業法を適用し、組織体制を編成するにあたっては、治水をはじめとする市民サービスが低下することのないように、また、適用に伴うコストの上昇を抑止するための創意工夫に十分留意することが必要と考える。

将来的には、地方公営企業法の全部適用についても検討をされたい。

## 越谷市下水道事業運営審議会委員名簿

職	氏 名	選 出 団 体 等
会 長	古 屋 秀 樹	東洋大学教授
副会長	佐 藤 佐	越谷市自治会連合会
委 員	甲斐田 直 子	筑波大学助教
委 員	栗 原 剛	東海大学講師
委 員	為我井 賢 司	関東信越税理士会越谷支部
委 員	野 口 千 晶	埼玉弁護士会越谷支部
委 員	山 下 聡	元上下水道コンサルタント
委 員	須 賀 定 吉	越谷市商工会
委 員	高 野 和 夫	越谷市環境推進市民会議
委 員	中 村 千代子	越谷市消費生活研究会
委 員	三 藤 恵 子	越谷市連合婦人会
委 員	井 上 邦 弘	公募による市民
委 員	加 藤 敏 治	公募による市民
委 員	中 村 忠 次	公募による市民
委 員	山 田 聖 子	公募による市民